平成２４年（フ）第３６号
山形県鶴岡市添川字楯ノ沢125番地１
債務者　太田　賢子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
４　破産債権の届出期間　平成25年２月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月18日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第５３８号
神奈川県座間市入谷４丁目2717番地の２
債務者　稲垣　和子
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　　剛
４　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月22日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９４号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台２丁目19番８号
債務者　畠山　　誠
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　泰三
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月16日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６４２号
横浜市戸塚区原宿５丁目19番11号
債務者　秦　　規晃
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
４　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２号
神戸市西区神出町五百蔵96番地の５
債務者　ＣＡＬＳＫＯＢＥこと　乾　登志文
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白子　雅人
４　破産債権の届出期間　平成25年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
神戸市西区神出町五百蔵96番地の５、営業所神戸市西区桜が丘中町３丁目２－３
債務者　喫茶繭こと　乾　佳世子
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白子　雅人
４　破産債権の届出期間　平成25年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
大分県竹田市大字玉来970番地２
債務者　高橋　宏基
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田健太郎
４　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１７０号
宮崎県小林市野尻町東麓403番地12
債務者　上村　正治
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉谷　友和
４　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４４７号
熊本県宇城市豊野町中間347番地
債務者　松井クニ子
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津島　成治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９２号
静岡県浜松市中区和合町220番地の1811　ヒルトップ和合Ⅱ102号
債務者　田中　　雅
１　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　直美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６６０１号
大阪市平野区加美東４丁目16番４―1104号
債務者　橋本　康男
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　余田　博史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８７号
福岡県飯塚市南尾１番地46
債務者　藤吉　　良
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３９号
札幌市中央区大通東10丁目15番地48　ハウスオブリザ大通サウスステージ406号
債務者　川名　政美
１　決定年月日時　平成24年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南　　知里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
福島県田村市滝根町神俣字入新田13番地２
債務者　雨谷　君子
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若松　克明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４８９号
京都府久世郡久御山町佐山中道37番地９
債務者　水野正太郎
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神長　信行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係